羽村市告示第 166 号

羽村市学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則
羽村市動物公園条例施行規則の一部を改正する規則

を公布する。

令和 8 年 11 月 20 日

羽 村 市 長　橋本弘山

羽村市規則第３４号
羽村市学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則
羽村市規則第３５号
羽村市動物公園条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市学童クラブ条例施行規則（平成１１年規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１富士見学童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

富士見小学校第二学童クラブ	７０

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

年度学童クラブ入所申請書

提出日	20　　年　　月　　日

羽村市長　宛

住　　所	羽村市		
氏名（世帯主）		電話番号（自宅）	—　　—
緊急連絡先	①　　—　　—		□母　□父　□（　　）
	②　　—　　—		□母　□父　□（　　）

羽村市学童クラブへの入所について、次のとおり申請します。また、入所要件の該当性を審査するため、公簿の確認を行うことに同意します。（年齢・学年は　年４月１日現在）

入所児童	氏名（フリガナ）				生年月日	性別	入・在学校名	学年	出身保育園/幼稚園
	セイ		メイ		20　年　月　日				
	姓		名						

希望学童クラブ番号（裏面参照）		□ 区域外	令和　年度学童クラブ在籍　□有　□無	入所希望日
		□ 兄弟入所	学童クラブ育成料の状況　□未納なし　□未納あり	20　年　月１日

家族の状況（同居している家族全員）		氏名	続柄	生年月日	年齢	入所希望理由・学校又は保育施設名等	年度市民税課税状況
	保護者			年　月　日		□就労　□家内労働　□出産 □疾病　□障害　□求職中 □看護・介護　□就学・職業訓練	□ 有 □ 無
	保護者			年　月　日		□就労　□家内労働　□出産 □疾病　□障害　□求職中 □看護・介護　□就学・職業訓練	□ 有 □ 無
	兄弟姉妹			年　月　日			□ 有 □ 無
	兄弟姉妹			年　月　日			□ 有 □ 無
	兄弟姉妹			年　月　日			□ 有 □ 無
	祖父母			年　月　日			□ 有 □ 無
	祖父母			年　月　日			□ 有 □ 無

申請時における生活保護	□ 受けている
週（月～土）の利用予定日数	□１日　□２日　□３日　□４日　□５日　□６日 ※利用予定日数は、入所審査項目の対象外です。 土曜日の利用　□あり　□なし

市記入欄

受付日	受付者	非課税	減免申請	不在時間	基準点
20　年　月　日					

児童情報

児童氏名			
健康状態	□良好　□その他（　　）	**加配希望**	□有　□無
アレルギー等	□無　□有 □喘息　□糖尿病　□てんかん　□花粉症 □食物 □薬品 □その他		
身体障害者手帳	□無　□有（□１級　□２級　□３級　□４級　□５級　□６級）		
愛の手帳	□無　□有（□１度　□２度　□３度　□４度）		
精神障害者保健福祉手帳	□無　□有（□１級　□２級　□３級）		
障害について	相談をしたことが　□無　□有 診断を受けたことが　□無　□有 → □知的障害　□肢体不自由　□視覚障害　□聴覚障害　□情緒障害　□その他（　　）		
気になること	□自閉的な傾向がある　□情緒的に不安定なところがある □多動的な傾向がある　□知的発達に遅れがあると思われる □その他 →		

出産要件で入所される方

出産予定日	20　　年　　月　　日

●障害等により特別の配慮を要する児童について

羽村市では、特別支援学校・特別支援学級に在籍の児童、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（以下より各種手帳と呼びます）を所持している児童について、加配の職員を配置し学童クラブでのサポートをしています。（ただし、学童クラブへの登所時や集団生活の中で安全にお預かりできるかどうか、ご相談をさせていただく場合はあります。）加配を希望する場合は、入所申請書の「加配希望」にチェックをしてください。

学童クラブ番号一覧

No	名称	小学校区	No	名称	小学校区
1	奈賀学童クラブ	羽村東・羽村西	6	栄・栄第二学童クラブ	栄
2	東学童クラブ	羽村東	7	小作台第二学童クラブ	小作台
3	松林学童クラブ	松林	8	西学童クラブ	羽村西
4	小作台学童クラブ	小作台	9	武蔵野第二学童クラブ	武蔵野
5	武蔵野学童クラブ	武蔵野	１０	富士見小学校・富士見小学校第二学童クラブ	富士見

※入所申請できる学童クラブは、在籍している小学校によって決まります。奈賀・東・西学童クラブについては、在籍している小学校と住所によって学童クラブが決まります。（「羽村市学童クラブ位置図・入所区域図」参照）

※栄学童クラブ・富士見小学校学童クラブ…第一か第二どちらに入所となるかは審査時に決定します。

※「区域外」について

定められている区域の学童クラブ以外を希望する場合、申請書表面の**「区域外」にチェック**を入れてください。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この規則による改正後の羽村市学童クラブ条例施行規則別表第１に規定する富士見小学校第二学童クラブの入所の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

羽村市動物公園条例施行規則の一部を改正する規則

羽村市動物公園条例施行規則（令和５年規則第４４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「平成１９年条例第３７号」を「令和５年条例第３１号」に改める。

様式第１号及び様式第２号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

羽村市動物公園入園料減額（免除）申請書

年　　月　　日

羽村市長　宛

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

羽村市動物公園条例第9条第2項の承認を受けたいので、同条例施行規則第3条第1項に基づき次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">入園期日</td><td colspan="3">年　月　日（　）（午 前 後　時　分～ 午 前 後　時　分まで）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入園者</td><td rowspan="2">種別</td><td>市内</td><td colspan="2" rowspan="2">1 幼稚園　2 保育所・認定子ども園
3 小学校　4 中学校
5 特別支援学校　6 団体（30人以上）
7 その他（　　）
○をつけてください</td><td rowspan="2">学年　組

人
1～6の場合記入</td></tr>
<tr><td>市外</td></tr>
<tr><td>教（職）員等</td><td colspan="2">責任者（引率者）氏名</td><td>引率者人数　人</td></tr>
<tr><td colspan="2">入園目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">入園料</td><td colspan="2"></td><td>申請時</td><td>入園当日</td></tr>
<tr><td>減額</td><td>19歳以上の者
人×500円＝　円</td><td>19歳以上の者
人×500円＝　円</td></tr>
<tr><td>免除</td><td>19歳以上の者　人</td><td>19歳以上の者　人</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>人　円</td><td>人　円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

受　付	年　月　日
承認番号	
交付番号	年　月　日

取扱者	係	係長	課長

様式第２号（第３条関係）

羽村市動物公園入園料減額(免除)承認書

承認　第　　号
年　月　日

様

羽村市長

羽村市動物公園条例施行規則第3条第2項に基づき、下記のとおり承認します。

<table>
<tr><td colspan="3">入園期日</td><td colspan="2">年　月　日(　)(午 前 後　時　分～ 午 前 後　時　分まで)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入園者</td><td rowspan="2">種別</td><td>市内</td><td rowspan="2">1 幼稚園　2 保育所・認定子ども園
3 小学校　4 中学校
5 特別支援学校　6 団体（30人以上）
7 その他(　　)
○をつけてください</td><td rowspan="2">学年　組

人
1～6の場合記入</td></tr>
<tr><td>市外</td></tr>
<tr><td colspan="2">教(職)員等</td><td>責任者(引率者)氏名</td><td>引率者人数　人</td></tr>
<tr><td colspan="3">入園目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">入園料</td><td colspan="2"></td><td>申請時</td><td>入園当日</td></tr>
<tr><td>減額</td><td>19歳以上の者
人×500円＝　円</td><td>19歳以上の者
人×500円＝　円</td></tr>
<tr><td>免除</td><td>19歳以上の者　人</td><td>19歳以上の者　人</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>人　円</td><td>人　円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

取扱者

付　則

（施行期日）

1　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。